

エルメックでんき 料金表 (低圧)

2023 年 4 月 1 日実施

エルメック株式会社

(小売電気事業者登録番号：A0714)



目 次

第1条 適 用	1
第2条 契 約 種 別	1
第3条 従 量 電 灯AorB	1
第4条 従 量 電 灯BorC	2
第5条 低 圧 動 力	3
第6条 そ の 他	5
附 則 (実施期日)	5
別 表	6
1 電源調達調整費	6

料金表（低圧）

第1条 適用

この料金表（低圧）「以下「この料金表」といいます。」は、当社の「エルメックでんき電気需給約款【低圧】」以下「需給約款」といいます。」が適用となるお客さまの料金その他の供給条件を定めたものです。

第2条 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	従量電灯 A or B ※1
	従量電灯 B or C ※2
動力需要	低圧動力

※1 従量電灯Aの適用地域：関西・中国・四国

従量電灯Bの適用地域：東京・中部・東北・北陸・九州

※2 従量電灯Bの適用地域：関西・中国・四国

従量電灯Cの適用地域：東京・中部・東北・北陸・九州

第3条 従量電灯 A or B

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めるところによるものといたします。

(3) 料金

2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に適用いたします。

■ 料金表 A or B

料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）、電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といた

します。電源調達調整費は、別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が3円00銭未満となる場合は、別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を差し引いたものとし、別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が10円00銭を超える場合には、別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、基本料金単価、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

料金表（従量電灯A or B）

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
東北エリア	10Aにつき	346.50円	1kWhにつき	29.00円
東京エリア	10Aにつき	271.70円	1kWhにつき	29.50円
中部エリア	10Aにつき	277.42円	1kWhにつき	26.50円
北陸エリア	10Aにつき	242.00円	1kWhにつき	27.50円
九州エリア	10Aにつき	288.09円	1kWhにつき	25.27円
関西エリア	6kVAまで	368.40円	1kWhにつき	26.50円
中国エリア	6kVAまで	472.06円	1kWhにつき	28.50円
四国エリア	6kVAまで	452.78円	1kWhにつき	28.50円

※基本料金（東北・東京・中部・北陸・九州）については契約容量60Aまでとする。

※使用量が0の場合、基本料金（東北・東京・中部・北陸・九州）は半額とする。

※基本料金（東北・東京・中部・北陸・九州）の計算方法は以下のとおりとする。

（例）東京エリア 50Aの場合

$$10A \quad 271.70円 \times 5 = 1,358.50円$$

※基本料金（関西・中国）については最低料金（最初の15kWh）までとする

※基本料金（四国）については最低料金（最初の11kWh）までとする

第4条 従量電灯 B or C

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款に

定めるところによるものといたします。

(3) 料金

2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に適用いたします。

■ 料金表 B or C

料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）、電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電源調達調整費は、別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が3円00銭未満となる場合は、別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を差し引いたものとし、別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が10円00銭を超える場合には、別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、基本料金単価、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

料金表（従量電灯B or C）

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
東北エリア	1kVA	346.50 円	1kWh につき	29.00 円
東京エリア	1kVA	271.70 円	1kWh につき	29.50 円
中部エリア	1kVA	277.42 円	1kWh につき	26.50 円
北陸エリア	1kVA	242.00 円	1kWh につき	27.50 円
九州エリア	1kVA	288.09 円	1kWh につき	25.27 円
関西エリア	1kVA	366.90 円	1kWh につき	22.80 円
中国エリア	1kVA	407.55 円	1kWh につき	26.50 円
四国エリア	1kVA	355.30 円	1kWh につき	26.00 円

※使用量が0の場合、基本料金（全エリア）は半額とする。

※基本料金（全エリア）の計算方法は以下のとおりとする。

(例) 東京エリア 15kVAの場合

$$1\text{kVA } 271.70\text{円} \times 15\text{kVA} = 4,075.50\text{円}$$

第5条 低 圧 動 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(3) 料 金

2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に適用いたします。

■ 料 金 表 低 圧 動 力

料金は、基本料金，供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。），電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電源調達調整費は，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が3円00銭未満となる場合は，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を差し引いたものとし，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が10円00銭を超える場合には，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお，基本料金単価，従量料金単価には，消費税等相当額を含むものといたします。

基本料金は，1月につき契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

料金表（低圧動力）

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
	1kW	円	1kWhにつき	円
東北エリア	1kW	1257.13	1kWhにつき	20.50
東京エリア	1kW	1099.56	1kWhにつき	20.00
中部エリア	1kW	1121.12	1kWhにつき	17.00
北陸エリア	1kW	1142.68	1kWhにつき	18.00

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
	九州エリア	1kW	1002.77 円	1kWh につき
関西エリア	1kW	1094.17 円	1kWh につき	15.50 円
中国エリア	1kW	1054.92 円	1kWh につき	18.30 円
四国エリア	1kW	1094.17 円	1kWh につき	18.00 円

※使用量が0 kWhの場合、基本料金（全エリア）は半額とする。

※基本料金の力率割引はございません。

※基本料金（全エリア）の計算方法は以下のとおりとする。

（例）東京エリア 10kWの場合

1kW 1099.56円×10kW = 10,995円

※契約電力は実量制とする。

第6条 そ の 他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

別 表

1 電源調達調整費

(1) 平均市場価格の算定

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における使用量合計により除した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。尚、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 電源調達調整費

供給エリアに応じた1キロワット時当たりの電源調達調整費は、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。

なお、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が3円00銭以上となり、かつ、10円00銭以下となる場合の電源調達調整費は、0円といたします。また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調達調整費の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

① 1キロワット時当たりの平均市場価格が3円00銭未満となる場合

$$\text{電源調達調整費} = \frac{(3\text{円}00\text{銭} - \text{供給エリアに応じた電源調達価格}) \times (1 + \text{消費税率})}{}$$

② 1キロワット時当たりの平均市場価格が10円00銭を超えた場合

$$\text{電源調達調整費} = \frac{(\text{供給エリアに応じた電源調達価格} - 10\text{円}00\text{銭}) \times (1 + \text{消費税率})}{}$$

(3) 電源調達調整費の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調達調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用し、次のとおりといたします。

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整費は、N月の検針日からN+1月の検針日までの期間に係るJEPXエリアプライスに基づき算定した電源調達調整単価によって算定するものとします。

(4) エリアプライスの適用

供給エリアに応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表する値とし、次のとおりといたします

供給エリア	適用するエリアプライスの名称
東北エリア	エリアプライス東北
東京エリア	エリアプライス東京
中部エリア	エリアプライス中部
北陸エリア	エリアプライス北陸
関西エリア	エリアプライス関西
中国エリア	エリアプライス中国
四国エリア	エリアプライス四国
九州エリア	エリアプライス九州

(5) 電源調達調整額

電源調達調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された電源調達調整単価を適用して算定いたします。

(6) 電源調達調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

以上